

平成25年度外部包括監査指摘事項 措置状況一覧

連番	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H26 改善内容要旨	備考
8	健康福祉局	福祉課	高齢者施策	94	結果	特別乗車証の管理について	利用者は郵便局窓口において定期方式の特別乗車証を入手するため、当該特別乗車証は市から各郵便局へ配布され、使用期限満了後は、各郵便局は遅滞なく未交付の特別乗車証に返納書を添付して市に返還することとなっている。 市では当該返納書と返還された未交付の特別乗車証の枚数の一致を確認しているが、郵便局への配布枚数から利用者への交付枚数を差し引くことにより算出されるあるべき返還枚数との一致の確認は行っていない。 特別乗車証の不正利用を防止する観点から、各郵便局に受払簿を作成するよう指導する。あるいは市で管理簿を作成することにより、特別乗車証の現物管理を徹底することが必要である。	○	これまで「定期的な実施」に留まっていた各郵便局での残数検査を「1ヵ月毎」に行うこととし、その残数検査の結果は1ヵ月毎に市に報告するよう契約内容を改めて、平成26年度契約から実施している。 市においても、平成26年度契約から新たに管理簿を作成し、各郵便局の報告内容をチェックすることで、特別乗車証の徹底した現物管理を確保できる体制を整えた。	改善済
9	健康福祉局	高齢介護課	高齢者施策	98	結果	チケットの現物管理について	チケットは、交付事務を行う市本庁及び各支所でそれぞれ保管・管理しているが、使用期限到来済のチケットの処分状況は管理しておらず、不正利用を防止する観点からは、交付したチケットの全てが利用又は返還されたことを明確にするため、本庁において、チケットの払出管理簿を作成し、各支所から返還されてきたチケット現物及び交付者情報と管理簿の突き合わせをするなどの対応が必要である。	○	旧年度のチケットは本庁に返還させ、チケット配布表に記録して管理することとした。	改善済
13	健康福祉局	高齢介護課	高齢者施策	112	結果	特別養護老人ホームの土地無償貸与について	特別養護老人ホームの土地の買収、及び整地に要する費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し市所有の土地を無償で貸与している。 これは充実した介護保険制度の発足を旨として、特別養護老人ホームを迅速に整備する必要性があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与するとした当時の判断に合理性は認められる。 しかし、現在では特別養護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則有償貸与への変更の要否を検討する必要がある。		本市の普通財産の貸付けについては、現在資産統括局において貸付料の減免や無償貸与のあり方等について検討されており、平成26年度中に市の基本方針が策定される予定である。 特別養護老人ホームの土地貸与については当該方針に基づき有償貸与への変更の要否を検討する。	未改善
21	健康福祉局	高齢介護課	高齢者施策	127	結果	老人いこいの家の委託費について	市は老人いこいの家の管理・指導について市社協に委託し、市社協は老人いこいの家の運営を各老人いこいの家(福祉会館など)に再委託している。 この点、「運営委託料使途明細一覧表」のみでは、支出項目の「その他」の内容が見えず、老人いこいの家の支出項目が不透明であるため、助成金が老人いこいの家の運営に有効に活用されているか否かを確認できない状況であると考えられる。 老人いこいの家運営事業を継続する場合、高齢者の慰安に資する有用な場として適切な運営が行われるために次の点を改善する必要がある。 (i)各老人いこいの家に対する助成の金額を適正化する。 (ii)市社協から、実績報告による精算後の残額の返還を求める。 (iii)老人いこいの家の支出内容の妥当性のチェック体制を強化する。	○	老人いこいの家運営事業の委託料については、チェック体制の強化を図るため、受託者に使途明細の一覧と明細の写しの提出を求め、それに基づき内容や金額について確認を行った上で支出することとした。	改善済
23	健康福祉局	法人指導課	高齢者施策	132	結果	指導監査結果の区分方法と指導監査結果の改善状況の確認について	市では指導監査結果の区分を明確に規定していないが、運用上で文書指摘事項、その他指導・助言、口頭指導の3区分を使い分けている。 しかしながら各事業の監査結果の区分判断については、担当者及び上席者の判断にばらつきが生じないよう、一定の統一方針を定めてはいるものの、一部の監査結果の区分判断に誤りが見受けられた。 さらに口頭指導については、その結果が調書に記載されているのみで、指導内容の確認ができないものが一部見受けられた。 以上より、監査結果の区分については、誤りのないよう的確な判断を下すよう十分に検討する必要があるとともに、口頭指導についても次回の監査時に状況確認が行えるよう、指導内容が確実に引き継がれる工夫を行う必要がある。	○	指導監査調書の中に指摘区分を設け、さらに区分判断に誤りが生じないように指導監査結果通知の際には、指導監査にあたった職員をはじめとする全職員及び事業担当課職員の複数で監査結果区分の確認を行う。これにより難しいケースについては、従来より課内ミーティングで事例検討を行っているが、判断基準を徹底するため、指摘区分を判断した内容を文書に残すこととした。 また、口頭指導をする際には、その指導に至った詳細な経緯を残すよう全職員に周知を行った。 さらに、口頭指導については、事前準備の段階で前回指導監査時の調書等から口頭指導の有無を把握し、指導監査時にはそれらを持参することにより、漏れなく状況確認を行っている。	改善済
27	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険	145	結果	所得激減による減免申請の所得調査について	所得激減による減免申請について、減免申請時点では、所得見込額を即時に把握することができないため、市では、年金所得については年金見込額照会回答票等により確認し、給与所得や事業所得等が無い場合は、失業等の事実を雇用保険受給資格者証等によって確認することにより、これらの所得が無いものとして取り扱っている。 平成24年度の減免申請書から任意に20件抽出したところ、所得の減少が50%に満たないものが2件あり、この2件は、減免要件を満たしていない可能性が高いと推測される。 確定所得と前年度所得から減少率を算定し、所得が激減していない可能性がある者について調査を行うなどの対応が必要である。		所得の減少が50%に満たない2件については、すでに減免を取り消した。 確定所得と前年度所得から減少率を算定し、所得が激減していない可能性があるすべての者について調査を行うことは現行の人員体制では困難であることから、お示しいただいているように、所得が激減していない可能性がある者についてシステムを活用して抽出を行うなど、より効果的かつ効率的な調査を実施することに加え、減免事由が消滅した場合には、申請者が市に届け出るよう制度の周知を一層図ることについて検討していく。	未改善
28	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険	146	結果	生活困窮による減免申請の資産調査について	生活困窮者減免は居住用以外に土地家屋が無いことが要件の一つとなっているが、資産を統一的に把握できる仕組みが無く、無資産を証明する方法が無いため、自己申告となっている。そのため、市は、生活困窮による減免申請について資産の調査を行う必要があると考えられるが、現状、資産調査を行っていない。 平成24年度の減免申請書から任意に10件抽出し、居住用の土地家屋以外の土地家屋を所有していないかどうか固定資産課税台帳を確認したところ、居住用の土地家屋以外に土地家屋を保有していた事例が2件あり、市は、後日減免を取消している。 固定資産課税台帳より、居住用以外の土地家屋を所有していないかどうか確認するなどの資産調査を行う必要がある。		生活困窮による減免申請者は年間約1,400件あるため、資産調査を行うにあたり、大量のデータを迅速に確認するためには、減免申請時に固定資産課税台帳をコンピュータ端末でリアル確認することが効果的かつ効果的であると考えことから、介護保険システムの改修を検討していく。	未改善

平成25年度外部包括監査指摘事項 措置状況一覧

連番	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H26 改善内容要旨	備考
29	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険	152	結果	訪問用納付書の管理について	訪問徴収の際に使用される訪問用納付書は、納付の事実を裏付ける重要な根拠証拠であり、また職員による不正利用を防止する観点からも、その使用方法や使用状況を適切に管理する必要がある。 介護保険料収納業務事務処理マニュアルで規定された事項に沿って訪問用納付書が管理されていることを確認するため、訪問用納付書の閲覧を行ったところ、本来実施すべき手続ができていないものが4件あった。 いずれも領収済みであることが確認できたが、訪問用納付書が納付事実を証明する重要な証拠であること、及び適切に管理しなかった場合、不正利用の機会を与えかねないことから、訪問用納付書の適切な記載及び押印並びに書損処理を徹底させ、徴収担当責任者が訪問用納付書の返却時に使用内容の確認を適切に実施する必要がある。	○	訪問用納付書の適切な記載及び押印並びに書損処理を徹底するために、保険料担当者に収納業務処理マニュアルの規定を遵守し適切な管理・処理をするよう改めて周知した。また、保険料担当者の適切な管理の徹底を図るため「訪問徴収用納付書交付要領」に管理事項を追加記載した。今後、この要領に基づき複数人によるチェックを行うとともに、特に最終確認者である保険料担当責任者による使用内容の確認を徹底した。 保険料担当者以外の課職員については、課内一斉納付指導実施時に配布する「介護保険一斉納付指導実施要領」に記載漏れや押印漏れなどがないよう「訪問徴収用納付書交付要領」を必ず確認して処理を行うように注意を促す項目を追加した。	改善済
33	健康福祉局	介護保険事業担当	介護保険	161	結果	苦情等に対する未対応について	平成24年度の相談・報告受付連絡票を閲覧し、事業者に対する苦情等のうち、その内容が事実であれば不正や指定基準違反につながると思われるものを9件抽出し、それぞれが課内及び関係部署で回覧され、今後の対応方針が定められているか、あるいは既に実地指導等が実施されているかを確認した。 その結果、兵庫県国民健康保険団体連合会から情報提供を受けた利用者の親族からのサービス利用時間及び人員配置に関する通報について、当該連絡票が用いられておらず、課長までの回覧は行われていたものの、監査実施時点(平成25年8月末)でその後の対応方針が定められておらず、また実地指導等も実施されていなかった。 他機関からの情報提供であっても相談・報告受付連絡票に転記もしくは添付する方法で回覧するとともに、それ以外の事例においても、相談・報告受付連絡票への処理状況等の明記を徹底するなどにより、苦情等に対して未対応の状況が生じないようにする必要がある。	○	兵庫県国民健康保険団体連合会から情報提供があった事業所に関しては、平成25年10月23日に、実地指導を行い、情報提供を受けた事業所について確認した。 本件は、他市や他機関等から不正や指定基準違反に関する情報提供や通報があった場合の処理について、相談・報告受付連絡票を活用することのルール化が行われていなかったことが要因である。 相談・報告受付連絡票は、保険給付に関する苦情を記録することを目的とした様式となっていたため、平成26年4月以降は、他市や他機関等から不正や指定基準違反に関する情報提供があった場合に記録する様式を別に定めることとし、この様式に、通報等に対する方針や処理状況を記録することとした。 今後は、それぞれの目的に応じた様式への記録と処理を徹底することにより、未対応の状況が生じないように適切に対応していく。	改善済
35	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	169	結果	職員の配置状況について	地域包括支援センター12センターのうち3センターについて、必要な職員配置人員を充たしていない月が継続していたが、これは職員の退職により欠員が生じ、適時に補充できなかったことが要因である。 委託料の算定が職員配置人数を基準にしていることから、人数を充足することは重要であるし、欠員が生じたままであれば業務やサービスの提供に支障がでてしまうおそれがあるため、欠員が継続するようであれば、市は遅滞なく充足するよう指導を行う必要がある。	○	地域包括支援センターにおいて、職員が不足すると高齢者へのサービスの提供に支障をきたすことが危惧されるため、欠員が継続していた地域包括支援センターに対して、採用の状況などを随時確認しながら職員が充足されるよう適宜指導を行ってきたことであり、現在欠員状態は解消されている。	改善済
44	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	183	結果	グループハウス事業継続の必要性について	当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。 地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考え、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。 仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。 一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。 そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。		グループハウスの土地の賃貸契約については、平成27年度末(25年度から27年度の3年間)で満了となることから、それ以降の運営については、土地・建物を売却による事業の民間への移管も含めて検討しているところである。	未改善
46	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	185	結果	委託業務の適切な実施について	実施要綱では、食事サービスとして食事内容等サービス受給者に対する意向調査を実施することになっているが、受託者は従来から意向調査を実施しておらず、市も調査実施の有無を把握していなかった。 さらに、契約書に添付される事業指示書では、栄養士の資格を持つ者が高齢者向けの栄養バランス、カロリー等を考慮した献立表を委託者に提出した後、利用者にも配布することになっているが、市には提出されておらず、また献立表が栄養士資格を持つ者によって作成されているか否か、指示書に定めるカロリー及び塩分が墨守されているかどうかについて、市は確認していなかった。 上記はいずれも委託契約の一部が実施されていないこととなるため、市は委託料の返還の必要性について検討するとともに、委託者としての管理責任を果たすべきである。	○	意向調査は、要綱上サービス内容として定められているが、その趣旨は利用者の嗜好を把握してサービスを向上させることを求めるものである。受託者から意向調査の結果について市に報告がなされていないため、受託者に確認したところ、受託者は利用者からの聞き取りにより、日々の献立に利用者の希望を取り入れる工夫を行っており、意向調査の趣旨自体は達成されていた。 平成26年度からは、指示書に利用者の声をできる限り反映させる旨の努力義務を新たに追加するとともに、改めて意向調査の結果を報告するよう指導したところである。 献立表については、栄養士が作成したものを利用者に配布していたが、市に提出されていなかったため、過去1年分の献立表を入手して検査したところ、カロリー及び塩分は適正なものであった。こちらについても、毎月市に提出するよう受託者に指導した。 このように、委託契約の一部である報告・提出の漏れはあったものの、委託の本旨である配慮等の実施については確実に実施していたことを確認しており、委託料の返還を求めの必要性はないものとする。 また、市としても委託契約等に基づいた成果物の検収等の徹底を図り、委託者としての管理責任を果たしていく。	改善済
47	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	186	結果	安否確認等の実施状況について	再委託先は、配食時に利用者へ食事を直接手渡しし、受領書を提示して押印をもらうことにより、食事提供したこと及び安否確認したことを記録している。この受領書は受託者を通じ、毎月市に提出される。 平成25年3月配食分の受託者からの実績報告書を閲覧したところ、押印が修正テープにより削除されていたものが複数件発見された。 押印が削除された箇所は、いずれも最終利用日以降であり、配食の都度押印を手せず、事前に配食予定日全てに押印していた可能性が極めて高いものと推測されるが、当該事業の最も重要な目的は配食を通じて安否を確認することにある以上、配食の都度、押印することは必須である。 そのため、事業目的を再認識し、適切な業務を遂行するよう受託者に徹底するよう要請する必要がある。	○	指摘のような事実は確かに存在したが、利用者が認知症であったり、過去に悪徳商法業者と契約していた高齢者について、家族が印鑑を持たせないこととしている場合において、やむなく家族がまとめて押印していたものであり、不適切ではあるものの、怠慢によるものではなかったと判断している。 受託者と協議の結果、今後は同様の事例について、サインをもらうことで対応することとした。	改善済

平成25年度外部包括監査指摘事項 措置状況一覧

連番	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H26 改善内容要旨	備考
48	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	186	結果	食事サービス事業の継続の可否について	<p>近隣市のうち、伊丹市は同種の事業を実施しておらず、西宮市は利用者の減少及び同事業に対する民間事業者の参入等を理由として平成24年度をもって事業を廃止している。</p> <p>尼崎市においても利用者数、配食数ともに年々減少している状況であり、介護事業者による高齢者向け配食サービスも実施されていることから、あえて行政がサービスを提供する必然性はない。</p> <p>当該事業が行政によって行われる意義は、配食を通じて安否の確認や孤独の解消を図り、もって高齢者の在宅生活を支援することにあると考えられるが、市では当該事業の他にも見守りや安否確認に関する同様の事業が整備されており、当該事業を実施する意義は乏しいと考えられる。</p> <p>そのため、見守りや安否確認に関する他の事業を勘案し、事業廃止の可否について具体的な検討が必要である。</p>		他の見守り事業の進捗状況も踏まえつつ、本事業のあり方について検討を行う。	未改善

平成24年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	局名	指摘先	税目等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H26 改善内容要旨	備考
17	資産統括局	市民税課	法人市民税	82	結果	設立届未提出法人の調査について	設立届が提出されていない25社について、電話番号、ホームページの開設等を調査し、事業実施の可能性を調査した。 8社について事業実施の可能性があり、うち2社については、明らかに営業行為を行っていることが判明したため、法人市民税の賦課漏れが生じていると考えられる。今後同様の事態を生じさせないためにも、設立届の提出を継続して働き掛けるとともに情報収集に努め、必要に応じて訪問等の実態調査を行うことが必要である。	○	指摘後、設立届未提出法人について、平成25年度から税務署、県税事務所において申告の有無について調査を行い、電話、ホームページ等の確認に加え、現地調査等を行った。 上記8社については、設立届・確定申告済4社、代表者に確認ができた登記上のみの法人2社、ホームページが確認できるものの現地調査等で実態が不明な法人2社については事業活動が確認できないため調査終了とした。 今後、設立届未提出法人が確認できた場合については、今回行ったような調査を実施し、適正な課税に努めることとする。	改善済
23	資産統括局	資産税課	固定資産税・都市計画税	99	結果	航空写真撮影業務等の委託業務結果(アンマッチリスト)の利用について【アンマッチリストの処理状況及び上位者のモニタリングについて】	アンマッチリストによる調査方法についてのマニュアル等が定められていない。 調査結果が保管されていた1地区のアンマッチリストにおいても、処理状況欄が空欄になっている箇所が散見され、また「要調査」と記載されたまま調査を進行していないものもあった。 これら「要調査」と記載されていたものについて、市に調査を依頼したところ、課税漏れが1件発見された。 また、法人の工場内等のため簡便な調査しか行われていないものがあるが、今後アンマッチリストの解消を適時に行っていくためには集中して調査を行い、早期に解消することが望ましい。 さらに、非課税物件について受託者に伝達していないことからアンマッチとなっているものがあつたが、適時に伝達する必要がある。	○	アンマッチリストの処理方法については、平成25年度から、リストを地区担当者ごとに分割し、各担当者が調査結果を記載したリストを各担当部長が確認するとともに、全ての処理結果を取りまとめて課長に報告することで、処理漏れの防止を図ることとした。また、処理期限を5月から6月と期間を定めて集中的に取り組むことで、早期にアンマッチを解消するとともに、要調査案件の処理について担当部長が網羅的に進行管理することとした。 なお、事務処理手続きの統一化を図るため、これまでの実績をもとにアンマッチリストの処理マニュアルを作成した。	改善済
25	資産統括局	資産税課	固定資産税・都市計画税	102	結果	航空写真撮影業務等の委託業務結果(アンマッチリスト)の利用について【現地調査対象としなかった2期連続アンマッチの調査結果】	2年連続してアンマッチとして記載されている家屋のうち、現地調査対象としなかったものについて、市に調査を依頼した結果、課税漏れ及び課税誤り(減失処理漏れ)が発見された。 また、法人の工場内等のため簡便な調査しか行われていないものがあるが、今後アンマッチリストの解消を適時に行っていくためには集中して調査を行い、早期に解消することが望ましい。 さらに、非課税物件について受託者に伝達していないことからアンマッチとなっているものがあつたが、適時に伝達する必要がある。	○	今回の調査で判明した課税漏れや減失漏れについては、平成24年度中に全て修正し、適正な課税に改めた。 また、大規模工場内のアンマッチについては、計画的に現地調査を行い、順次、その解消を図っている。さらに、アンマッチリストの調査においては、平成25年度から、非課税物件であることが判明したものについては、図面の修正を求めなく確実に受託業者へ伝達している。	改善済
28	資産統括局	資産税課	固定資産税・都市計画税	107	結果	過年度課税について	課税の公平性の観点から問題があるといえる。 増築時期等が不明であるなど遡及する賦課時期の根拠がない場合は、遡及による課税が困難であることは理解できるが、根拠が得られる場合は遡及して課税すべきである。	○	過年度課税については、地方税法に基づく対応を基本とし、長期にわたって課税誤りとなっていたもので、賦課時期の客観的な根拠が得られる場合は、遡及して課税することとした。	改善済
39	資産統括局	資産税課	事業所税	122	結果	事業所税の床面積と固定資産税システムの床面積の乖離について	市が未調査のものから6件抽出し調査したところ、1件申告漏れの可能性が極めて高いものがあつた。 そのため1,000㎡以下の乖離についても早急に乖離原因を調査すべきである。	○	指摘のあつた1,000㎡以下の乖離があるものについては、平成24年度において、800㎡以上1000㎡未満、平成25年度には、600㎡以上800㎡未満の乖離があるものを対象とした調査を実施した。 平成26年度は、300㎡以上600㎡未満の乖離があるものを調査対象とし、平成27年度以降はすべての乖離について調査を実施する予定である。	未改善
44	資産統括局	資産税課	事業所税	127	結果	従業者割の従業者数調査について	実際の運用においては、人員不足の問題等から調査を行っていなかった。 例えば一定以上の従業者数や業種で絞込みを行うなど効果的かつ効率的な調査を実施すべきである。	○	従業者割の従業者数調査については、今回の監査で監査人からの依頼を受け、24年度に、法人市民税の申告従業者が200人を超え、事業所税の従業者割の申告がされていない事業者を抽出して実施した結果、申告漏れが判明したものが無かつたものである。 25年度は、法人市民税の申告従業者数と事業所税の申告従業者数に200人以上の乖離があるものを対象に調査を実施した結果、申告漏れが判明したものは無かつた。	改善済
47	資産統括局	市民税課	入湯税	137	結果	過少申告問題について	入湯税導入当初に特別徴収義務者と市職員の間で過少申告を行う合意をしたことは重大な問題ではあるが、当該問題が平成24年まで発覚しなかつたことについて、①担当者の交代による引継ぎが適切に行われていなかったこと、②申告書の記載内容が正確かどうかの検証が行われていなかったことも問題であつたと考えられる。 特にならについては、現地に赴き帳簿と申告入湯客数を突き合わせするなどの検証を行えば、今回の問題が発見できる可能性が高かつたはずである。そのため、現地調査の実施を徹底すべきである。	○	入湯税問題の再発防止策については、資産統括局長を座長とする税務事務改革改善委員会を設置し、以下の措置を講じた。 ・懸案事項等について決裁措置による意思決定の徹底 ・懸案事項等の進捗状況等について局長以上の上位者への協議・報告のルール化 ・税務事務の総合マニュアル化による事務処理方法の共有・共通化 ・総合マニュアル化により懸案事項等の引継ぎ機能を高め、課題解決に向けた取り組みが組織として途絶えない仕組みの構築 また、現地調査については、年1回行うこととし、毎月の特徴義務者より提出される申告書・日報等の資料の確認を行うこととした。	改善済
50	資産統括局	納税課	収納事務	163	結果	延滞金額の網羅的な把握について	延滞金の徴収は、担当者が納税指導を行っているが、納税者の理解が得られない場合があり、結果的に納税の公平性を欠いている。 そのため、今後、税務システムの改修に向けた検討が必要である。	○	現在、全庁的な基幹システムの再構築の検討中であり、税務システム改修に合わせて延滞金の全体像を把握できるシステムをパッケージの仕様に取り入れていく予定である。	未改善
53	資産統括局	納税課	収納事務	165	結果	延滞金データの保存について	過去の納付実績や延滞金の残高等を別途網羅的にかつ正確に管理することは実務上相当の困難を伴うとのことであるが、納税の公平性を確保し、また財源の確保を図るためにも、税務システムの改修に向けた検討を進める必要がある。	○	現在、全庁的な基幹システムの再構築の検討中であり、税務システム改修に合わせて延滞金の全体像を把握できるシステムをパッケージの仕様に取り入れていく予定である。	未改善
76	総務局	情報政策課	税システム	204	結果	データ保護対策実施状況の継続的な監視について	データ保護管理規程第4条において、データ保護管理者は所管課長によるデータ保護対策の実施状況を「継続的に」監視すると定められている。 しかし、システム導入時又は変更後の実施状況は各所管課において適切に保護対策を実施することが前提になっており、データ保護管理者により必ずしも確認されているわけではないことから、「継続的に」監視されているとはいえないと考えられる。 そのため、データ保護管理者は、例えば、チェックリストを所管課に定期的に配付して自主点検を効果的に実施させ継続的に監視する必要がある。	○	データ保護対策状況の継続的な監視については、情報政策課においてデータ保護対策についてのセキュリティ対策再確認のためのチェックシートを作成し、平成24年度中にデータ保護管理者と協議を行った28件のうち、17件は平成24年度中に委託期間もしくは提供期間が終了しており、7件も平成25年度末で期間が終了するため、平成26年度以降も委託期間等が継続する4件に対し、平成26年3月にチェックシートを送付し、所管課においてセルフチェックを実施後、その写しを提出してもらつた。 今後は、毎年度末に、委託期間等が翌年度まで継続するものについて、所管課にセキュリティ対策再確認チェックシートを送付し、セルフチェックを実施後その写しを提出してもらうこととする。	改善済

平成23年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	局名	指摘先	施設名称	区分	指摘内容	指摘の概要	指査状況	H26 改善内容要旨	備考
77	教育委員会	スポーツ振興課	本庁体育館	249	結果 自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、指摘を踏まえ、平成27年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と公募に向けた協議を行い、平成28年度からの公募実施に向けて取り組んでいく。	未改善
78	教育委員会	スポーツ振興課	小田体育館	249	結果 自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、指摘を踏まえ、平成27年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と公募に向けた協議を行い、平成28年度からの公募実施に向けて取り組んでいく。	未改善
79	教育委員会	スポーツ振興課	大庄体育館	249	結果 自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、指摘を踏まえ、平成27年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と公募に向けた協議を行い、平成28年度からの公募実施に向けて取り組んでいく。	未改善
80	教育委員会	スポーツ振興課	立花体育館	249	結果 自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、指摘を踏まえ、平成27年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と公募に向けた協議を行い、平成28年度からの公募実施に向けて取り組んでいく。	未改善
81	教育委員会	スポーツ振興課	武庫体育館	249	結果 自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、指摘を踏まえ、平成27年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と公募に向けた協議を行い、平成28年度からの公募実施に向けて取り組んでいく。	未改善
82	教育委員会	スポーツ振興課	園田体育館	249	結果 自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可については、指摘を踏まえ、平成27年度中に指定管理者である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と公募に向けた協議を行い、平成28年度からの公募実施に向けて取り組んでいく。	未改善

平成22年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	局名	指摘先	財産名称	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H26 改善内容要旨	備考
2	市民協働局	園田地域 振興セン ター	富田福祉会館	51	結果	境界が不明確なことについて	東隣接地は個人の住宅及びガレージであるが、境界が明確でなく、白地図では隣人の住宅及びガレージが当該地にかかっているが、境界標が設置されておらず、隣接地との境界が不明確である。		今後、土地の売却等の方針が出るなど、変動要素が生じた場合に合わせ、境界確定を行うことを検討していく。なお、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく。	未改善
4	市民協働局	園田地域 振興セン ター	瓦宮西園田福祉 会館	117	結果	土地の早期合筆手続きについて	瓦ノ宮2丁目8-29、30、37、64の土地については、速やかに土地の合筆登記の手続きを行うべきである。		今後、土地の売却等の方針が出るなど、変動要素が生じた場合に合わせ、合筆登記を行うことを検討していく。なお、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく。	未改善
6	こども青少年局	保育課	(旧)竹谷保育所	145	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、公民館を所管する教育委員会に所管換える必要がある。	○	指摘場所は、旧竹谷保育所2階にある旧中央公民館竹谷分館への専用外部階段の敷地部分であるが、2階の一部に保育所の部屋があり、この外部階段を保育所の避難経路としても活用していたことから、こども青少年局が所管していた。 平成11年に当該保育所を民間移管した。この際に建物(保育所部分)を無償譲渡し、土地は無償貸与したが、指摘場所については、旧竹谷保育所と旧中央公民館竹谷分館の共有であり、引き続きこども青少年局が所管することとした。 旧中央公民館竹谷分館については、平成25年度に閉館したことから、指摘場所を含めた敷地全体を普通財産として民間移管先の法人に無償貸与している。 なお、旧中央公民館はすでに解体されている。	改善済
7	こども青少年局	保育課	(旧)猪名寺保育 所	147	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換える必要がある。		所管換えについて河港・21世紀の森推進課と協議を行っているところであるが、一部不法占拠されている部分があるため、その対応を含め引き続き協議を進めていく。	未改善
9	都市整備局	住宅政策 課	住宅政策課貸付 地	83	結果	財産区分の変更について	当該用地については、貸付の実態がないにもかかわらず公有財産台帳上、貸付財産として管理されていることは現況と一致しておらず、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。当該用地については、「普通財産-貸付」から「普通財産-その他」へ財産区分を変更すべきである。	○	平成24年12月に市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画を策定し、その後、平成25年9月に第1期事業として、市営時友住宅の建替えと3住宅の建替えに伴う移転先住宅として建設する(仮称)蓬川第2住宅を当該用地に建設することが決定したことや平成26年1月31日に当該事業をPFI事業として実施することが決定したため、平成26年2月21日付けで、財産区分を普通財産から行政財産に変更した。	改善済
10	都市整備局	戸ノ内開発 事務所	戸ノ内開発事務 所公共用地	164	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	戸ノ内町5丁目825-68のうち825-65及び戸ノ内町5丁目826-163については道路用地に供用されているため、所管換えを行い、行政財産に振替える必要がある。		当該土地を含め、整備した道路を所管換えるため、隣接する河川用地の管理者である兵庫県と境界協定をすべく申請を行ってきたが、同じ地区内において河川用地と民地間の土地所有権争いが起こっていることを理由に手続きが停滞している状況である。今後も早期に土地の所管換えを行えるよう、引続き兵庫県に対して境界協定に係る協議を継続する考えである。	未改善
14	都市整備局	市街地整 備課	開発部管理担当 普通財産	195	結果	東難波町5丁目450-1及び東園田町8丁目72-8の土地についての財産区分の変更について	東難波町5丁目450-1及び東園田町8丁目72-8の土地については、「道路」として使用されているにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題があるため、「普通財産」から「行政財産」へ財産分類の変更を行う必要がある。		東難波町5丁目450-1の土地については、県道(歩道)として供用されており、今年度中には、県との協議を図っていく。 東園田町8丁目72-8の土地については、「道路」としての認定について、道路課に確認したが、市道としての認定要件を具備していないことから、「普通財産」から「行政財産」への財産分類の変更が出来ない状況にある。	未改善
16	都市整備局	市街地整 備課	再開発調整担当 普通財産(東園 田町8)	200	結果	財産区分の変更について	当該用地について、平成10年に取得した土地が、長期間にわたり公有財産台帳へ登録されていなかったこと、「道路」として使用されているにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。当該用地については、「普通財産」から「行政財産」への財産分類の変更を行う必要がある。		東園田町8丁目71-6他6筆の土地については、「道路」としての認定について、道路課に確認したが、市道としての認定要件を具備していないことから、「普通財産」から「行政財産」への財産分類の変更が出来ない状況にある。	未改善
24	都市整備局	公園課	中央公園	272	結果	賃借権の登記について	平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で中央公園として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃貸借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、(地主は)同意する」(第8条)とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり(法第238条第1項第4号)、取得の手續きに瑕疵がある(規則第16条、運用2-2(1))。		賃借権を取得するという文言は、現時点の覚書や土地賃貸借契約書には記載されていないことから、賃借権を登記していないことは、瑕疵には当たらないと考えている。 また地方自治法の逐条解説においては、法第238条第1項第4号の「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」は、賃借権に該当しないという解釈がなされている。 しかしながら、賃借権の登記については、本件指摘もあることから、協議について検討していきたいと考えている。	未改善